

(仮称)山の駅飯綱高原等整備運営事業

設計及び建設・工事監理業務に係る
要求水準書

令和元年10月

長野市



目次

I	本業務に関する基本事項	1
1	要求水準書の位置づけ	1
2	技術提案に関する基本事項	1
3	事業の目的	2
	(1) 本事業の目的	2
	(2) 本事業の基本方針	2
4	業務の内容	3
	(1) 基本設計及び実施設計に関する業務	3
	(2) 建設工事に関する業務	4
	(3) 工事監理に関する業務	5
5	工程計画	5
6	リスク分担について	6
	(1) 事業者の負担	6
	(2) 市の負担	7
II	施設整備に関する事項	7
1	敷地条件及び現況	7
	(1) 本事業の予定地概要	7
	(2) キャンプ場等の施設概要	8
	(3) インフラ整備状況 【添付資料3】	8
	(4) 地盤の状況 【添付資料4】	9
2	施設整備に関する要求水準	10
	(1) 全施設に共通して必要な事項等	10
	(2) 山の駅に関する事項	16
	(3) キャンプ場に関する事項	19
	(4) その他関連施設に関する事項	21
III	本業務の実施に関する事項	22
1	設計業務・工事監理に関する事項	22
2	建設工事に関する事項	22
3	建設工事特記仕様（建築工事）	26
4	建設工事特記仕様（電気設備工事）	27
5	建設工事特記仕様（機械設備工事）	27
6	建設工事特記仕様（土木工事）	28
7	適用法令	28
8	適用基準	29

I 本業務に関する基本事項

1 要求水準書の位置づけ

要求水準書（以下「本書」という。）は、長野市（以下「市」という。）が、「（仮称）山の駅飯綱高原等整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する、設計者、施工者及び運営者（以下「事業者」という。）を選定するために交付する「（仮称）山の駅飯綱高原等整備運営事業募集要項」と一体のものであり、本事業において市が要求する施設整備に関する水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。

2 技術提案に関する基本事項

- ア 本事業における施設整備の対象は、（仮称）山の駅飯綱高原（以下「山の駅」という。）整備及び飯綱高原キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）及びその関連施設とする。
- イ 本事業では、民間事業者ならではの自由な発想を設計段階から取り入れるとともに、それらが実際に効率的かつ効果的な管理運営につながるという点についての提案を求めることから、運営者の意向を十分に反映した設計、施工とすること。
- ウ 山の駅及び既存市有施設等（キャンプ場（水上テラスを含む）、ボート場、小天狗の森フィールドアスレチック、駐車場及び芝生広場等）を相互連携し、有効活用することで本事業の目的、基本方針等が達成されるよう提案を行うこと。
- エ 要求水準は、原則として市が要求する機能と性能を規定するものであり、施設の具体的仕様並びにそれらを構成する個々の部位、部品、機器等の性能及び具体的仕様については、提案競技への参加を希望する者（以下、「参加者」という。）が、その要求水準を満たすような提案を行うものとする。
- オ 環境やユニバーサルデザイン観点から、「建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律」及び「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の関係法令を遵守し、安全で使い易く、丈夫で維持管理費のかからない施設の提案を行うこと。
- カ 本事業は、既存の施設（キャンプ場、ボート場、小天狗の森、観光駐車場、フォレストアドベンチャー・長野及び隣接する飯綱高原観光案内所）を営業しながら、施設の一部解体、新築及び既存施設の改修等を行うため、できる限り施設

の営業に支障が出ないよう、全体計画を提案すること。

- キ 工事の品質管理と安全管理を満たしたうえで、可能な限り工期短縮策の提案を行うこと。
- ク 公共施設としての品質を確保するとともに、工事費、維持管理費の削減に努めること。
- ケ 参加者は、要求水準を効率的かつ合理的に満足することに加えて、積極的に創意工夫を発揮し提案を行うこと。
- コ 提案内容は、設計業務の過程において、協議により変更する可能性がある。

3 事業の目的

(1) 本事業の目的

長野市の北西部、標高約 1,000m に位置する飯綱高原は、妙高戸隠連山国立公園の一角を占め、大座法師池や飯縄山、大谷地湿原など豊かな自然資源を有しながら、長野市街地から自動車ですら 30 分程度の距離にあることから、豊かな自然環境を気軽に楽しむことができる野外レクリエーションの場として、昭和 39 年の戸隠バードライン開通を契機にキャンプ場やスキー場などの観光施設が整備され、長野市民の憩いの場として機能してきた。

しかし近年、スキー人口の減少、温暖化による雪不足、多様化するレジャー等を背景に、スキー場は厳しい経営状況に置かれており、将来に向けた飯綱高原観光施設のあり方と地域の観光戦略を早急に見直す必要が生じてきた。

そこで、飯綱高原におけるグリーンシーズンの新たな産業と観光の拠点として、大座法師池周辺に「山の駅」を整備するとともに、既存の飯綱高原キャンプ場等をリニューアルし、これらを一体的に運営することで、地域固有の魅力の発信と来訪者との交流を一層促進し、地域産業と地域コミュニティの活性化につなげていくこととなった。

また、本事業では、子育て世代を主なターゲットとして、長野市街地からの至近性を生かし、自然環境を活用した新たなアクティビティの提供や、地域の農産物等を活用した「食の提供」を通じ、飯綱高原のブランド化と交流人口の増加を目指すものとする。

(2) 本事業の基本方針

飯綱高原にはキャンプ場や自然を生かしたアスレチック施設など、訪問者に非日

常空間を提供できる施設が多く点在していることから、各施設の連携をより一層促進し、滞在時間、観光消費額を延ばすコンテンツを充実することにより「飯綱高原のブランド化」と地域振興を目指すこととする。

また、大座法師池周辺を重点整備地区とし、山の駅は、施設間の連携及び飯綱高原や戸隠など近隣エリアの回遊拠点とする。

本事業の実施にあたっては、これらを踏まえ、次に掲げる項目を基本方針とする。（施設の整備及び運営イメージを、【添付資料1】に記載したのであわせて参照すること。）

【市街地からの至近性と豊かな自然を活かした戦略的な観光施策の推進】

飯綱高原の強みである市街地からの近さを活かし、市民が気軽に訪れ飯綱高原の豊かな自然のなかで、キャンプを始めとする様々な遊びを気軽に楽しむことができる場所とする。また、独自のアクティビティや食を提供することにより、何度も訪れたい魅力ある場を提供する。

【来訪者との交流による地域産業と地域コミュニティの活性化】

飯綱高原がある芋井地区は農業が主な産業となっている。また、（一社）飯綱高原観光協会では、夏の風物詩として定着している「飯縄火祭り」や、地元のボランティアと共に自然観察会や歴史遺産を巡るイベント等を定期的で開催している。地域独自の食や文化に触れる機会を創出することで、来訪者の満足度を高めるとともに地域の活性化を促進する。

【民間活力導入による、効率的かつ効果的な施設運営】

本事業では、民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に活かした施設運営を行うため、運営者の意向を設計・施工に直接反映することとした。民間活力の導入を積極的に推進し、効率的かつ効果的に本事業の目的達成を目指す。

4 業務の内容

事業者は、本事業に関して以下の業務を行なうものとする。なお、設計及び建設・工事監理業務の対象範囲については、【添付資料2】に示す範囲とする。

（1）基本設計及び実施設計に関する業務

ア 事前調査業務（設計に必要な一切の調査）

※測量及び地盤調査は市が実施する。ただし、市が提供したデータの他に必要があるものについては、事業者が調査業務を行う。

- イ 本体工事、設備・機器等の設置工事、既存施設改修工事、駐車場工事、外構工事、既存施設の解体工事及びインフラ等の関連整備工事の設計業務（平成31年国土交通省告示第九十八号別添一に掲げる標準業務及び本事業に必要な積算業務）
- ウ 各種法令・条例手続き申請に関する業務（全ての申請手数料等は事業者負担とする。ただし、計画通知申請は減免とする。）
- エ 事前説明会や周知等の地元対応に関する補助業務（基本設計完了後の完成イメージパース図等の資料作成を含む）
- オ 定期的を実施する発注者等との打合せ業務

（2）建設工事に関する業務

- ア 工事に必要な事前調査及び調査に基づく対策業務
- イ 本体工事、既存施設の改修工事、既存施設の解体工事
- ウ 上記に係る、電気設備工事、機械設備工事、駐車場工事、外構工事等
- エ 各種法令・条例手続きに関する調整及び申請業務（申請手数料等は全て事業者負担とする）
- オ 工事説明会や工事期間中の問い合わせ等の地元対応に関する補助業務
- カ 工事期間中の工事ヤード及び工事車両搬出入路周辺の安全対策業務
- キ 定期的を実施する発注者との打合せ業務
- ク 令和2年度までのキャンプ場等既存施設の指定管理者である、（一社）長野市開発公社との調整業務（（一社）長野市開発公社が自主事業として運営する、フォレストアドベンチャー・長野との調整を含む）
- ケ キャンプ場内で開催される飯縄火まつり等のイベントを主催する、（一社）飯綱高原観光協会との調整業務

コ 竣工後の取扱説明・引渡し業務、工事記録・竣工書類のとりまとめ業務

(3) 工事監理に関する業務

ア 本体工事、既存施設の改修工事、既存施設の解体工事及びこれらに係わる電気設備工事、機械設備工事、駐車場工事、外構工事等の工事監理業務（平成31年国土交通省告示第九十八号別添一に掲げる標準業務）

イ 各種法令・条例手続きに関する調整及び申請業務（申請手数料等は全て事業者負担とする）

ウ 工事説明会や工事期間中の問い合わせ等の地元対応に関する補助業務

エ 定期的に実施する発注者との打合せ業務

オ 建築基準法、消防法その他各種検査の立ち合い業務

カ 竣工後の取扱説明・引渡しの立ち合い業務、工事記録・竣工書類の確認業務

キ 工事費払いの審査業務（中間払い、出来高払い、最終支払い）

5 工程計画

(1) 事業期間は以下のとおりとする。ただし、工事の品質管理と安全管理を満たしたうえで、可能な限り事業期間を短縮すること。

また、事業者は設計業務及び施工業務、開業準備及び営業開始時期を含めた全体スケジュールを提案すること。

なお、各種工事及び業務委託それぞれの契約期間については、事業者の技術提案の内容を受けて決定する。

ア 山の駅、キャンプ場及び駐車場等関連施設整備の設計業務及び施工業務
設計に関する業務の契約日から令和4年（2022年）1月末日を期限とする。

イ 既存公衆トイレ「高原の泉」の解体撤去・跡地整備工事及び山の駅外構工事
完了は令和4年（2022年）5月末日を期限とする。なお、既存公衆トイレについては、山の駅に設置する公衆トイレの供用開始後に解体工事を開始するものとする。

(2) 事業者は事業期間内に全ての検査に合格した上で、供用開始が可能であることを確認し、市に目的物を引き渡さなければならない。

(3) 飯綱高原キャンプ場の再整備工事は、できるかぎり営業（概ね4月下旬から10月上旬）の支障とならないよう実施すること。

(4) 建設予定地は埋蔵文化財包蔵地に指定されており、工事中に埋蔵文化財の包蔵が確認された場合は、市が埋蔵文化財調査を実施する。ただし、埋蔵文化財に影響を及ぼさない工法であれば、埋蔵文化財調査を要しない場合がある。

なお、埋蔵文化財調査期間の延長に伴い、提案した工期内での完成ができない場合は、市と協議を行うこと。

※市が建設予定地で事前に実施した試掘調査では、埋蔵文化財の包蔵は確認されなかった。

6 リスク分担について

本事業のリスク分担は、別紙の設計・監理等業務委託契約約款及び建設工事請負契約約款によるもののほか、以下のとおりとし、ここに記載のないものについては、必要に応じて市と協議して負担割合を決定する。

(1) 事業者の負担

ア 技術特性

- ・技術提案を履行する上で生じる施工方法や工事項目、調査項目、設計・工事監理項目等の増加

イ 自然特性

- ・参考資料から判断できる地下水や支持地盤の位置

ウ 社会条件

- ・工事にあたって、計画していた仮囲い、交通誘導員や資材置場など仮設計画の変更
- ・近接の建築物及び構造物への工事による損害及び復旧
- ・周辺住民に対する騒音・振動の配慮、周辺水域環境に対する水質汚濁への配慮
- ・一般道路を利用する際の資機材等の搬入・搬出の制約

エ マネジメント特性

- ・各種許認可や計画通知取得等の遅れに関する工事費の増加
- ・設計から施工完了までの全体工程管理

- ・既存施設の運用やイベント開催に伴う施設管理者及び関係機関との協議による工程の調整

オ その他

- ・応募費用に関するもの
- ・設計、積算の間違いによる設計・工事内容の変更
- ・その他契約不履行に関するもの

(2) 市の負担

ア 敷地特性

- ・想定不可能な地下埋設物が発見された場合の撤去・処分費用

II 施設整備に関する事項

1 敷地条件及び現況

山の駅建設地は、既存の飯綱高原第二駐車場と飯綱高原キャンプ場管理棟の間にある空地（飯綱高原キャンプ場宿泊者用駐車場）を予定する。バードライン沿い（市道芋井 105 号線）で、大座法師池の水面を望める位置にあり、キャンプ場、芝生広場、飯綱高原観光協会等に隣接する。また、予定地は南北方向にわずかな高低差がある。なお、敷地設定及び建物の配置は、【添付資料 2】に示した範囲で事業者の提案によるものとする。

キャンプ場は、大座法師池に向かって傾斜し湖畔は平坦地となっている。また、南側に、小天狗の森フィールドアスレチックやフォレストアドベンチャー・長野（指定管理対象外施設）がある。大座法師池に近接し眺望は良好である。北側には大座法師池に流れ込む水路があり、この水路を挟んだバードライン側に芝生広場が隣接している。なお、水路横に既存遊具 3 基が設置されている。

駐車場は、飯綱高原第二駐車場西側の林地を拡張予定地とする。当該土地は保安林に指定されており、本事業の実施にあたり解除申請を予定している。（※保安林解除に必要な申請書類等の作成は、本事業の設計業務に含むものとする。）

(1) 本事業の予定地概要

- 場 所 : 長野市大字上ヶ屋 2471 番 1312 地先 他
- 敷地面積 : 山の駅 3,000 m²未満で設定すること
- : キャンプ場 約 2.8ha (図上求積)
- (現在作成中の地形図及び用地測量図は、後日参加者に配布します)
- 用途地域 : 用途地域の指定の無い区域 (飯綱高原都市計画区域内)

防火地域 : 指定なし
 地区計画等 : 飯綱高原地区地区計画
 建ぺい率 : 40%
 容積率 : 80%
 高さ制限 : 13m以下、日影規制なし
 その他 : 建築物の壁面線＝幹線道路から 10m以上、支線道路及び敷地境界から 5 m以上
 保安林（保健保安林）＝一部指定あり
 長野市自然環境保全条例の適用あり

(2) キャンプ場等の施設概要

ア キャンプ場

管理棟	1 棟 (木造/H 5 /床面積 92.70 m ²)
バンガロー	5 棟 (木造/S 52/床面積 9.72 m ²)
ログキャビン	1 2 棟 (木造/H 2 ～H 6 /床面積 13.25 m ²)
炊事場	3 箇所 (S 造/S 63～H14/21.87 m ² ～43.74 m ²)
トイレ	1 棟 (木造/H15/床面積 46.77 m ²)
遊具	3 基

イ 飯綱高原第二観光駐車場

台数	113 台 (面積 3,125 m ²)
----	----------------------------------

ウ その他

公衆トイレ「高原の泉」 1 棟 (木造/H 8 /床面積 53.90 m²)
 芝生広場 約 2,500 m² (図上求積)
 水路

(3) インフラ整備状況 【添付資料3】

ア 上水道：市水道

a キャンプ場

本管 75A / 施設引込み 50A

北側市道 飯綱高原観光案内所西側より取出し。

飯綱高原観光案内所南側の駐車場内を經由し、管理事務所、炊事場 (50A) 及びボート乗場 (20A) からキャンプ場トイレ (50A) へ分岐をしている。

b 公衆トイレ「高原の泉」【解体】

本管 75A / 施設引込み 50A

北側市道 公衆トイレ「高原の泉」北側より取出し。

イ 下水道：公共下水道（一般汚水、汚水・雨水分流放水）

a キャンプ場

北側市道 飯綱高原観光案内所西側より下水道本管へ接続。

飯綱高原観光案内所南側の駐車場内を經由し（150A）、管理事務所（100A）、キャンプ場トイレ（75A＋排水ポンプ）及び炊事場（50A＋排水ポンプ）に接続している。

b 公衆トイレ「高原の泉」【解体】

北側市道 公衆トイレ「高原の泉」北側より下水道本管へ接続。

ウ ガス：プロパンガス

エ 電気：中部電力 低圧受電

契約電力：キャンプ場管理事務所 公衆トイレ「高原の泉」 ボート小屋 キャンプ場外灯

電灯契約容量 26kVA 動力契約容量 7kW

キャンプ場トイレ 駐車場外灯

電灯契約容量 30A 動力契約容量 4kW

構内電力需要設備は、キャンプ場管理事務所、公衆トイレ「高原の泉」、キャンプ場外灯、キャンプ場トイレ、駐車場外灯がある。

構内東側の系統は北側市道の中電柱（06ハ091）より道路を架空横断して公衆トイレ「高原の泉」横のNTT柱（飯綱幹1R3R1）にある開閉器盤に引き込まれている。この開閉器盤よりキャンプ場管理事務所、公衆トイレ「高原の泉」、ボート小屋へ地中埋設送電している。キャンプ場外灯は架空送電をしている。

構内西側の系統は北側市道の中電柱（05ハ982）より道路を架空横断して構内第一柱（自営柱）にある開閉器盤に引き込まれている。開閉器盤よりキャンプ場内公衆トイレ、駐車場外灯へ地中埋設送電している。

オ 通信：NTT・光ケーブル

公衆トイレ「高原の泉」横NTT柱（飯綱幹1R3R1）より地中埋設配管によりキャンプ場管理事務所へ引き込まれている。

（4）地盤の状況 【添付資料4】

参考資料として建設予定地周辺の地盤調査報告書を添付する。

地盤調査報告書については、事業者の責任において解釈し、利用すること。

なお、その他、地質調査等が必要な場合は事業者において行うこと。

2 施設整備に関する要求水準

(1) 全施設に共通して必要な事項等

ア 基本事項

- ・ユニバーサルデザインの観点から、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）等を遵守し、誰でも安全かつ快適に利用しやすい施設とすること。
- ・誰もが利用する公の施設であるため、施設計画にあたっては、各種利用において安全性の高い施設となるよう十分に配慮すること。
- ・リサイクルされた材料や、リサイクルしやすい材料、人体や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするよう努めること。
- ・施設完成後のランニングコスト低減に配慮すること。
- ・施設全体として、必要以上に高価な材料を使用せず、耐久性に優れ、将来の更新や変化に配慮した計画とすること。
- ・駐車場出入口に通行車両からの視認性を考慮した案内サインを設けること。また、場内の適切な場所に施設全体を分かりやすく案内したサインを設けること。

イ 配置・平面計画

① 山の駅に関する事項

- ・建物配置は、できる限り保安林を避け良好な森林環境や生態に配慮するとともに、大規模な造成を必要としない場所を選定し、既存地形を活用すること。
- ・隣接する既存駐車場からアプローチしやすい位置とし、キャンプ場、芝生広場及び水上テラス等への動線を考慮し、周辺施設と連携を図りやすい配置とすること。
- ・諸室の配置については、運営に配慮した、使いやすく機能的な配置及び構成とすること。
- ・長野市街地及び戸隠の両方面からの視認性を考慮した配置とすること。

② キャンプ場に関する事項

- ・既存施設の再整備を基本とする。ただし、管理棟については、山の駅に機能集約するため、解体撤去する。
- ・新たに施設を整備することも可能とするが、関係法令を確認するとともに、来場者の動線や利便性等を検討し提案すること。
- ・山の駅の整備等に伴い、既存の場内動線に支障が生じる場合は、新たな動線を確保すること。

ウ 内外装計画

① 山の駅に関する事項

- ・飯縄山麓の森林環境や大座法師池の水環境、またキャンプ場をはじめとするアクティビティ施設など、周囲の景観や施設との調和によるデザイン性に優れた外観とすること。
- ・内装仕上げ及び家具等には、できる限り現地で発生する伐採木（カラマツ）を活用し、周囲の景観との調和を図るとともに、木の温もりが感じられる空間の創出を図ること。
- ・使用する木材は県産材（信州木材認証製品）を積極的に利用すること。
- ・明るく開放的な雰囲気を持った施設となるよう考慮すること。
- ・耐久性を考慮した外装材を採用すること。
- ・更新又は交換時に調達しやすい材料を採用すること。
- ・安全性、防滑性、視認性等に配慮した材料を採用すること。
- ・断熱性能は、地域特性を考慮し各室の用途等に対応した十分な性能を有するものとする。
- ・維持管理について十分配慮し、清掃が容易な施設となるよう工夫すること。
- ・鳥類、鼠類及び昆虫類の侵入又は棲み着きを防ぐ構造とすること。
- ・外部に露出する金属部材は、溶融亜鉛メッキ等耐久性のある特殊加工鋼材を除き、鉄の使用を避けること。
- ・積雪、除雪、凍結等に配慮した材料及び製品を採用すること。
- ・積雪に配慮し、落雪防止やすが漏れ対策など総合的に検討を行うこと。
- ・内装材は、清掃しやすく防汚性の高い材料を使用すること。

エ 構造計画

① 山の駅に関する事項

- ・構造方式は、耐震構造とし、構造種別については事業者の提案とする。
- ・構造体の耐震性能の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年版）の『Ⅲ類』とする。
- ・非構造部材の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年版）の『B類』とする。
- ・設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年版）の『乙類』とする。
- ・重要度係数を $I = 1.00$ 以上とすること。
- ・土木構造物については、耐震検討を行うこと。
- ・基礎構造は地質調査報告書に基づき、コスト比較をした上で決定すること。

オ 電気・通信設備

① 一般事項

- ・電力引込や通信回線等のインフラ整備については、施設改修後の維持管理費が最適になるよう検討し、各インフラ管理者と協議の上、接続箇所及び方法等を決定すること。
- ・更新性、メンテナンス性、ランニングコストの低減に配慮することとし、検討の結果を比較できるようにすること。
- ・通信、音響、映像等は汎用性のある規格を採用すること。
- ・使用する機器の不具合発生時は国内サービス拠点より修理パーツ等を迅速に入手し不具合を是正できるよう機器の選定に配慮すること。
- ・環境に配慮した設備を積極的に導入すること。自然エネルギーを利用した発電を採用した場合、創電された余剰な電力の相互利用を視野にいれること。
- ・屋外に設置する機器等は、積雪、落葉及び強風に配慮すること。
- ・災害発生時の運営を考慮した設備とすること。

② 受変電設備

- ・受電する中電柱について検討し、変更する場合には新たに引込柱を設けること。また、外灯やボート小屋電源等、既存負荷への電源供給方法も検討すること
- ・想定される負荷容量を算出し、受変電設備が必要か検討すること。高圧受電が必要となった場合には早急に電力事業者と打合せを行い、機器の試運転までに受電が出来るように調整すること。
- ・イニシャルコスト、ランニングコスト及び信頼性において最も有利な方式を提案すること。

③ 照明設備

- ・各諸室は適切な照度を選定すること。
- ・選定する器具については、適切な室内環境の確保とともに、室の用途等に応じて、室空間のフレキシビリティ、意匠性、空間性等について配慮すること。
- ・駐車場は、夜間でも安全が確保できる照明を設置すること。
- ・LED照明器具の導入、人感センサーによる自動点滅等、省エネや環境負荷低減を行うこと。
- ・各照明の点滅が、容易に管理できるようにすること。

④ コンセント設備

- ・屋外及び各諸室には用途に応じ必要数コンセント設備を設けること。

- ・スイッチ、コンセント等については、利用者及び利用方法を考慮し、使いやすい設置位置、形状等について配慮すること。
- ・携帯端末等を充電できるスペースを設けること。

⑤ 放送設備

- ・事務室からキャンプ場内へ放送できる設備を設けること。
- ・近隣への距離を考慮し、騒音に配慮した計画を行うこと。

⑥ テレビ共同受信設備

- ・テレビは地上デジタル放送が受信できること。
- ・各諸室や利用者が滞在する場所にテレビ端子を設け、テレビの視聴を可能にすること。

⑦ 時刻表示設備

- ・施設利用者が時刻を容易に確認できるよう、視認性に優れた時刻表示設備を設けること。
- ・時刻表示設備は誤差を自動的に修正できる機器を選定すること。

⑧ 構内情報通信網設備

- ・各諸室には、必要に応じ、複数の系統に分けられる形で、情報通信設備の使用が可能となるようにすること。
- ・通信のセキュリティ確保に配慮した Wi-Fi 設備を完備すること。
- ・災害時などのインターネット接続集中時も高速かつ安定な通信を確保するため、Wi-Fi の接続は光回線とすること。

⑨ 構内交換設備

- ・事務室に電話交換機を設置し、各諸室間で電話連絡ができること。また、停電対応型電話機の設置や、内線外線の発信制限を設定できること。
- ・公衆電話設備を設けること。

⑩ 呼出設備

- ・多目的トイレ等緊急呼び出しが必要と思われる箇所には緊急呼び出し設備を設け、管理者が容易に対応できるようにすること。

⑪ 機械警備

- ・事務室には竣工後の施設管理形態に応じて簡易に機械警備を導入できるよう、

各諸室、通路・階段に空配管及び機器取付用ボックスを設置すること。

⑫ 消防・防災設備

- ・関係法令等を遵守すること。

カ 機械設備

① 一般事項

- ・上水道、下水道、ガス等のインフラ整備については、施設改修後の維持管理費が最適になるよう検討し、各インフラ管理者と協議の上、接続箇所及び方法等を決定すること。
- ・施設の維持管理のための清掃、保守、点検等が効率的かつ安全に行えるように、作業又は搬出入のためのスペースを確保する等配慮すること。
- ・設備のシステム、機器類は、更新性、メンテナンス性に考慮したものとする。
- ・屋外に設置する機器等は、積雪及び強風に配慮すること。
- ・省エネルギー、環境保全に配慮すること。
- ・機器は製造者標準仕様とすること。
- ・冬季を含む、通年・24時間の使用を考慮すること。

② 冷暖房設備

- ・各諸室は、原則として空調を行う仕様とすること。
- ・各諸室の使用時間帯・使用用途・室内負荷などが異なることを考慮した仕様とすること。
- ・各諸室に適切なゾーニング及びシステム計画を行い、部屋ごとに個別運転が行えるようにすること。
- ・機器・配管類の将来の保守管理や更新作業が容易に出来るように（壁掛け、換気扇等）、適正な機器設置スペース・パイプスペース・ダクトスペースを確保すること。

③ 換気設備

- ・室内の空気環境を良好な状態に維持するため、適切な換気設備を諸室に設けること。
- ・建築基準法に基づくシックハウス対策として、各居室で24時間換気を行うこと。
- ・排気は、イベントの開催に支障のないようにすること。また、人の通行エリア等に吹き出すことがないようにすること。

④ 自動制御・中央監視設備計画

- ・機器のエネルギー管理を簡易に行えるようにすること。

⑤ 給水設備

- ・芝生広場の管理を考慮し、散水を整備すること。
- ・散水以外の給水については、上水系統を利用すること。
- ・上水系統は、利用想定から使用水量の変動などを加味し、適切な方式を採用すること。

⑥ 給湯設備

- ・給湯の主要熱源は、省エネルギー、省コストに配慮して設置すること。

⑦ 排水設備

- ・屋内の各衛生器具からの汚水・雑排水は分流方式として設置すること。

⑧ 衛生器具設備

- ・ユニバーサルデザインに配慮すること。特に、多目的トイレには、背もたれ、オストメイト、おむつ替え台、着替え台、子ども用コーナーなど、十分な設備を設置すること。

⑨ 消火設備

- ・消防法に準拠すること。

⑩ 厨房設備

- ・厨房設備については、原則ドライシステムとする。
- ・換気、排気、火気使用機器について、消防法に準拠すること。
- ・厨房の形態は「メニュー構成」「食材」「調理手段・方法」「サービス形態」「運営方式」等により決定すること。

⑪ ガス設備

- ・ガスを必要箇所に供給すること。
- ・任意の業者でガスの供給ができること。

⑫ 昇降機設備

- ・山の駅の運用を考慮し、昇降機設備の設置が必要となるか検討を行うこと。
- ・昇降機設備を設置する場合は、地震時管制運転、火災時管制運転及び停電時救

出運転の管制運転を遠隔監視でもできる機能を有すること。

キ 外構計画

① 山の駅に関する事項

- ・歩行者用等通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するために、すべりにくく耐久性のある材料とすること。
- ・車両通行部と歩行者通行部は明確にし、歩行者の安全性を確保すること。
- ・屋外に使用する木材においても、現地で発生する伐採木（カラマツ）を積極的に活用し、周囲の景観との調和を図るとともに、木の温もりが感じられる空間の創出を図ること。

ク 什器・備品計画

- ・各施設の使用目的や使用条件を考慮し、それぞれにふさわしい什器・備品を検討し提案すること。
- ・山の駅の整備に伴い、運営に必要な設備機器・テーブル・椅子及び棚等の什器の調達費については、募集要項に示した事業費の内、工事請負費に含め、事業者が調達すること。
- ・山の駅の整備に伴い、上記を除く運営に必要な備品（市の財務規則に基づき、取得価格が 税別で3万円以上/個の物品）及びその他の物品等については、市との協議により、市の費用負担で購入する備品及びその他の物品等を決定した上で、予算の範囲内で別途市が調達するものとする。ただし、パソコン等のOA機器については、運営者の負担により、運営者が調達するものとする。
- ・上記の内、運営者の費用負担で調達する備品及びその他物品等を除く、什器・備品及びその他の物品の所有権は市に帰属する。
- ・市の費用で調達する什器・備品及び物品等は、リスト化し市に提出すること。

（２）山の駅に関する事項

ア 必須施設に関すること

以下の表に示す施設は、本事業の実施にあたり必ず整備しなければならない施設とする。なお、【添付資料1】「（仮称）山の駅飯綱高原等の整備運営イメージ」に記載した各施設の想定規模は例であり、実際の各施設の配置及び面積は事業者の提案に委ねるものとする。

導入施設	機能の考え方	要求事項
共通	・ 本建築物等の諸室については、維持管理及び運営を効率	・ 運営に必要な事務室、ストックヤード・倉庫、ゴミ置き場、搬入

	<p>的かつ効果的に行うことができるように配置するとともに、緊急時においてもスムーズに避難できるよう、適正な動線計画とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体に、誰でもわかりやすく、楽しいデザインのサインを設けること。 ・隣接するキャンプ場等の利用者に圧迫感を与えないよう、周辺環境と調和した施設とすること。 ・駐車場からキャンプ場等、既存施設へのスムーズな動線を確保すること。 ・既存の倉庫類について、建設の支障となる場合は、解体撤去または移設すること。 	<p>用駐車場等を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室は、良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。 ・事務室には、使用電力量（一般照明、空気調和設備等による使用電力を含む。）を簡易に確認できるよう、子メーター等を設置すること。 ・ゴミ置場は、ゴミ収集車の停車位置や運搬動線を考慮して設置し、ゴミの分別に対応できるよう、十分なスペースを確保すること。また、ゴミ置場は有蓋とすること。 ・搬入用駐車場は、一般利用者の動線と区分し安全を確保すること。なお、台数は事業者の提案によるものとする。 ・サイン計画は事業者の提案によるものとする。
飲食施設（カフェ・レストラン）	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産の食材を活用したメニューの提供を行い、地域の食に関する魅力をPRする場とすること。 ・周囲の木々や大座法師池など飯綱高原ならではの眺望を活かすとともに、ゆったりとした非日常を楽しむことができる空間とすること。 ・「森のワークスペース」として、リゾートテレワーク（個人単位での利用を想定）に対応した席を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食施設に必要な設備、什器・備品は事業者提案によるものとする。 ・快適に飲食を楽しむことができる、明るくゆとりある空間とすること。 ・小さな子供を連れたお客様の使い勝手に配慮すること。 ・厨房を設けること。 ・テイクアウトメニューを提供する場を設けること。 ・Wi-Fi、電源等を完備したワーキングスペースを設けること。
屋内アクティ	<ul style="list-style-type: none"> ・山の駅において、年間を通じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内アクティビティ施設に必要

<p>ビティ施設 (多目的スペースを含む)</p>	<p>た誘客の主軸となる施設とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺の自然環境や歴史・文化を考慮した上で、できる限りストーリー性が感じられる遊具を検討し、設置すること。 ・天候に左右されることなく親子が気軽に楽しむことができる空間とすること。 ・幼児から小学校中学年程度までを主な対象とした施設とすること。 ・利用料は無料を基本とするが、有料の提案も可能とする。ただし、有料の提案をする場合は利用しやすい料金設定とすること。 <p>(多目的スペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘客につながるイベント等に活用できる場とすること。 ・屋内アクティビティ施設との一体的な利用が可能な空間とすること。 ・地域住民等、市民への占用貸出も想定すること。なお、貸出する場合は有料とする。 	<p>な遊具は事業者の提案によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模かつ特色ある遊具等を導入すること。 ・大規模な遊具等を設置するため、十分な広さ、高さを備えた空間とすること。 ・見通しのよい開放的な空間とすること。 ・十分な採光を確保した明るい空間とすること。 ・回遊性のある空間とすること。 ・屋外との連続性を持たせ、自然を感じることができる空間とすること。 <p>(多目的スペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用形態に応じて、屋内アクティビティ施設とパーテーション等で仕切れるようにすること。 ・給湯設備を設けること。 ・机、いす及び収納スペースを設けること。
<p>農産物等直売所及び物販施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で生産、加工された農産物等を中心に販売し、地元物産をPRする場とすること。 ・地元で設立予定の出荷組合と連携し、野菜の集荷や販売の仕組みを検討し導入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・POSシステムによる商品管理を行うこと。その他の物販に必要な設備、什器・備品は事業者提案によるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を代表するような物産販売の品揃えに努めること。 ・キャンプ場利用者等を意識した品揃えに努めること。 	
観光インフォメーション	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場やボート場等の受付機能を設けること。 ・飯綱高原や周辺地域の観光パンフレットなどを用意するとともに、地域の情報を発信する場とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンター等を設置すること。 ・観光情報を提供する壁面展示やパンフレットラック等を設置できるスペースを設けること。
公衆トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場営業期間中は、24時間利用可能とすること。 ただし、それ以外の期間については、山の駅の営業時間を除き閉鎖できるものとする。 ・キャンプ場利用者の利用を想定すること。 ・冬季のランニングコストに配慮すること。 ・個室はゆったりとしたスペースを確保すること。 ・清掃の行いやすさに配慮すること。 ・ユニバーサルデザインに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水型器具を採用して設置すること。 ・便所は男女別とすること。 ・男性用衛生器具の数量は、洋式トイレ3台以上、小便器3台以上、洗面器2台以上とし、利用状況を考慮して設置すること。 ・女性用衛生器具の数量は、洋式トイレ7台以上、洗面器3台以上とし、利用状況を考慮して設置すること。 ・男子便所及び女子便所に、原則として各々1以上のベビーチェアを設置した便房を設ける。 ・多目的トイレを設置すること。 ・子供用コーナーを設置すること。

イ 事業者の提案による施設

上記アの必須施設以外に、事業者は自らのアイデア及びノウハウを生かすことができる施設を提案することができる。ただし、提案は本事業の目的に即したものと、公共事業としての役割を充足している機能を有する施設の提案に限る。

(3) キャンプ場に関する事項

ア 必須施設に関すること

以下の表に示す施設は、本事業の実施にあたり必ず整備しなければならない施

設とする。

対象施設	機能の考え方	要求事項
管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 山の駅においてワンストップサービスを行うため、受付機能を移転集約するとともに、山の駅から大座法師池の眺望を確保するため、既存の管理棟を撤去すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 山の駅の供用開始までの間のキャンプ場受付については、既存の管理棟を利用、又は仮設棟等を設けて対応すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場利用者が快適に利用できるトイレとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 便器（1台）の洋式化を行うとともに、既存の便座（6台）と併せ、全て温水洗浄便座とすること。
バンガロー（5棟）	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した当該施設を撤去するとともに、跡地をキャンプサイト等として有効活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> バンガロー5棟を解体撤去すること。 撤去後はキャンプサイトとして利用できるよう整備すること。なお、整備手法については、事業者の提案によるものとする。
ログキャビン（12棟）	<ul style="list-style-type: none"> 屋外でバーベキュー等を楽しみることができる施設とすること。 雨天時等の利用についても考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ログキャビンと一体的に利用可能な、デッキスペース等を新たに設けること。 整備棟数等については、事業者の提案による。
炊事場	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した当該施設を解体撤去又は改修し、利用者が快適に利用できる炊事場を再整備すること。 整備箇所は、既存施設と同様3カ所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 炊事場3カ所の解体撤去及び新設又は既存施設を改修すること。 新たに整備する炊事場の仕様等については、事業者の提案による。
遊具（3基）	<ul style="list-style-type: none"> 芝生広場に隣接して設置されている遊具を撤去し、跡地をキャンプサイトとして活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存遊具3基を撤去すること。 既存遊具撤去後に整備する、キャンプサイトとして利用できるよう整備すること。

イ 事業者の提案による施設

上記アの必須施設以外に、事業者は自らのアイデア及びノウハウを生かすことができる施設を提案することができる。ただし、提案は本事業の目的に即したものとし、公共事業としての役割を充足している機能を有する施設の提案に限る。

(4) その他関連施設に関する事項

ア 必須施設に関すること

以下の表に示す施設は、本事業の実施にあたり必ず整備しなければならない施設とする。

対象施設	機能の考え方	要求事項
飯綱高原第二駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 山の駅及びキャンプ場等の利用者及び、飯綱高原を訪れる観光客等が利用しやすい駐車場とすること。 山の駅の整備に併せ、利用者の増加に対応するため、新たに拡張整備を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の飯綱高原第二観光駐車場西側に隣接する林地を拡張整備し、既存部分（113台）と併せて、普通車180台程度、大型バス2台程度の駐車台数を確保すること。 既存部分についても、必要に応じて整備を行うこと。 前面道路との摺り付けや、周囲との高低差を考慮し整備すること。 拡張整備予定地の樹木の伐採（抜根を除く）及び搬出は本市が行うため、これらに要する費用は、積算の際に事業費から除くこと。
公衆トイレ「高原の泉」	<ul style="list-style-type: none"> 山の駅に機能集約し、誘客につなげるとともに、長野方面からの自動車に対して、山の駅の視認性を高めるため、建物等を解体撤去すること。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレ及び付属する駐車場を取り壊し、跡地を芝生広場の一部として整備すること。 山の駅の供用開始後に、工事に着手すること。
屋外遊具	<ul style="list-style-type: none"> 芝生広場西側のバードラインから視認できる位置に、特徴的な屋外遊具を整備し、楽しさを演出すること。 山の駅からも容易にアクセスできるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置する遊具の選定については、事業者の提案とする。

Ⅲ 本業務の実施に関する事項

1 設計業務・工事監理業務に関する事項

(1) 基本設計及び実施設計業務

- ア 事業者は、本業務の管理技術者を選任し、その氏名その他必要事項を市に書面にて通知すること。
- イ 事業者は、関係法令等に基づき設計業務を実施すること。
- ウ 事業者は、業務の詳細について監督職員と連絡をとり、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成すること。
- エ 事業者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督職員に設計図書等を提出するなどの中間報告を行い、十分な打ち合わせを行なうこと。
- オ その他、【添付資料5】「(仮称)山の駅飯綱高原等整備運営事業設計業務特記仕様書」による。

(2) 工事監理業務

- ア 事業者は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市に工事の状況を報告すること。
- イ 市が要請したときは、書面等により工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での説明を行うこと。
- ウ 工事監理者は、近隣対応や官公庁との協議等に関し、必要に応じて市や工事施工者と協力して速やかに対応すること。
- エ 周辺施設利用者の安全が最優先であることを十分に認識し、工事施工者に対し工事現場の安全衛生管理について助言、確認を行うこと。
- オ その他、【添付資料6】「(仮称)山の駅飯綱高原等整備運営事業工事監理業務特記仕様書」による。

2 建設工事に関する事項

- (1) 事業者は、建設工事の現場代理人を選任し、現場に常駐させること。また、機械設備工事、電気設備工事、土木・外構工事の担当技術者を選任すること。
事業者は、現場代理人、担当技術者の氏名その他必要事項を、市に書面にて通知

すること。

- (2) P.28 8 適用基準(1)～(6)で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令・条例と異なる場合には、具体的な対応策について監督職員と協議すること。
- (3) 工事にあたっては、長野市環境方針(最新版)を十分に配慮し、設計書及び標準仕様書はもとより、環境に配慮した材料の仕様、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機材の使用、工事従業者への教育など、施工にあたって細心の注意を払うことにより、工事の環境への影響を極力少なくするよう配慮すること。なお、具体的な計画を、施工計画書に記載し実践するものとする。
- (4) 工事の着手前に工事概要等を近隣住民等に周知するなど、理解協力を求めること。そのために看板等を設置した場合は、確実に固定し横転や飛散等しないようにすること。
- (5) 工事区域外に土砂等を散乱することがないように注意すること。また、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。
- (6) 作業時間、作業日、騒音振動等については、近隣住民に配慮し、関係法令を遵守することとし、事前に監督職員と協議のうえ、工事内容、施工条件等考慮して決めること。特に長野市公害防止条例には留意のこと。
- (7) 施設用途を十分に理解し、転倒防止、落下防止、衝突防止、足掛かり、指詰め防止、面取り等に配慮し、図示なくとも施工段階で考慮し安全性の高い施設になるよう努めること。
- (8) 諸材料については必要に応じ見本品または現品を提出し、監督職員の承諾を受け使用のこと。ただし、JIS規格合格品等で監督職員がそれを確認できた場合はこの限りではない。
- (9) 施工上必要ある個所は、監督職員の指示により適切なる材料をもって養生を施し、急硬急乾凍結破損の防止をすること。
- (10) 施工するにあたり建築、電気設備、機械設備、土木等の取合いを十分に検討すること。
- (11) 施工期間中の降雨等の排水については、任意仮設により水処理を行うこと。
- (12) 施工にあたり、必要最小限の樹木の枝打ち伐採は工事に含むものとする。(監督職員と協議、承諾のうえとする)

- (13) 工事完了後の検査が不可能な個所の施工にあたっては、必要に応じ監督職員の立会いのもとに施工のこと。
- (14) 工事完了後は速やかに工事現場内外の清掃、後片付け及び損傷個所の復旧補修をし、監督職員の確認を受けること。
- (15) 工事しゅん工引渡し後、工事の施工に起因した不具合が生じた場合は、建物及び工作物2年間(受注者の故意または重大な過失による場合、10年間)以内に、期日を定め補修工事をし、市建築課係員の検査を受けること。
- (16) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ア 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 上記により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により市に報告すること。
- ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- (17) 事業者は、受注時または変更時において、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注、変更、完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、(財)日本建設情報センターに登録しなければならない。また、(財)日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しが届いた場合は、ただちに監督職員に提出しなければならない。
- (18) 事業者は、完了日後14日までの期間の火災保険に加入し、保証書の写しを提出しなければならない。
- (19) しゅん工前に「厚生労働省が定める室内濃度に関する指針値」によるVOC測定(対象物:ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)を行い、指針値以下であることを確認し、報告すること。また、測定により指針値を超えた場合、監督職員との協議により必要な措置(強制換気等による対象物質の放散法、VOC等の吸収、分解法他、工期の延期及び再検査等)を講ずるものとする。なお、測定は、アクティブ方式にて全ての居室で実施すること。
- (20) 完成図を次の項目のとおり作成し、提出すること。
- ア CADデータ

CADデータの提出は、CDにjww形式（SXF対応拡張線色・線種）で保存したものを1部提出する。

イ 総合版製本

製本については、白焼きとし、背表紙に年度と工事名、表紙に年度、工事名、設計者名、工事監理者名、施工者名、工期しゅん工日を印刷した見開きA1製本を1部、見開きA3製本を3部提出する。

- (21) 保全に関する資料を作成し、2部提出すること。
- (22) 完成写真を作成し、カラー2L版と電子データを1部ずつ提出すること。なお、電子データは、RGB各8ビット（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出すること。
- (23) 事業者は、文書により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うとともに、監督員が要請したときは工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。
- (24) 隣接する場所での工事施工がある場合は、業者間の連絡を密にし、各現場での錯綜を避けるように配慮すること。
- (25) 工事施工上、他人の土地に立入る時は地主の許可を得ると共に、碎石などの混入に充分注意すること。
- (26) 現場内及びその周辺環境の美化に努め、空き缶又はごみ等を散乱させることの無いようにすること。
- (27) 作業に従事する者の安全についても充分配慮するため、労働安全衛生法に定められた新規入場者教育を実施し、記録の整備を行うこと。また、毎日の作業着手前の安全教育はもちろんのこと、現場に即した安全教育等を作業員全員の参加により、一ヶ月当たり半日以上時間を割り当て実施すること。
- (28) 高所で作業をする時は、作業に際し安全帯の着用を義務づけること。
- (29) 工事範囲内で発生した事故については、工事内容や工事着手の有無に関わらず事業者の責任となることから、安全上支障があると判断される場合はそのための処置を行なうか、監督職員と協議して安全確保に努めること。
- (30) 工事施工のための道路使用にあたっては、一般車両や歩行者の安全性・通行性を十分確保すること。
- (31) 現場事務所や資材置場等は、植栽の予定地を避けること。やむを得ず植栽予定地に設置した場合は施設撤去後に耕運等により土をほぐし植栽を行なうこと。

- (32) 残土及び建設副産物の処理については、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
- (33) 産業廃棄物搬出について、「建設廃棄物処理委託契約書」、「許可書」の写しを、施工計画書に添付すること。また、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」は、A票とE票の全ての写しを竣工書類に添付し提出すること。
- (34) 施工計画書には再生利用促進計画書、竣工書類には同実施書（FDデータ添付）を添付し提出すること。
- (35) 残土、アスファルト塊、コンクリート殻等を一時仮置きする場合は、仮置場地主権者、権利者の了解を得るとともに、必要に応じて仮囲い、看板を設置するなどの措置をとり、監督職員と事前に協議すること。
- (36) 建設残土は自由処分とするが、搬入地については、次のことに注意して選定を行なうこと。
- ア 農地法、砂防法、河川法等の法令により規制されていない場所であること。
 - イ 地権者及び権利者の同意を得ていること。
 - ウ 砂防指定地以外であっても、残土処理により問題の発生が予想される場合は避ける。

3 建設工事特記仕様（建築工事）

- (1) 周辺施設利用者が工事現場内に立入らないように高さ3メートルの鋼板で仮囲いを設置し、利用者の安全を確保する措置をとること。
- (2) 足場を設ける場合、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
- (3) 工事用水、工事用電力とも既存の施設を有償にて利用できる。
- (4) 次の項目に定める防水工事は、事業者及び施工業者と連名で、保証期間を10年間とした保証書を提出すること。
- ア アスファルト防水
 - イ シート防水
 - ウ 塗膜防水
 - エ FRP防水
 - オ ステンレス防水
- (5) 屋根工事は、事業者及び施工業者と連名で、保証期間を10年間とした保証書を提出すること。

4 建設工事特記仕様（電気設備工事）

(1) 一般共通事項

関係法令等を遵守すること。

(2) 耐震施工

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。

なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

(3) 調整・検査・トレーニング

各種機器が適正且つ正確に動作するように総合調整を行い、試験については計画書及び報告書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。納入する機器の使用方法を施設運用担当者に説明・運用トレーニングを実施すると共に、実際の使用を想定した運用マニュアルを作成すること。

(4) 竣工時提出書類

電話交換機、音響、映像、照明等の各種機器設定データ類を整備し、提出するものとする。

5 建設工事特記仕様（機械設備工事）

(1) 一般共通事項

関係法令等を遵守すること。

(2) 耐震施工

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。

なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

(3) 給水設備

長野市上下水道局『給水装置・排水設備工事指針』に従い設計・施工のこと。

(4) 排水設備

長野市上下水道局『給水装置・排水設備工事指針』に従い設計・施工のこと。

(5) 消火設備

長野市消防局『長野市火災予防条例』に従い設計・施工のこと。

6 建設工事特記仕様（土木工事）

- (1) 事業者は監督職員に確認の上、必要に応じて植樹保険に加入すること。
- (2) 植樹保険の対象物は材料費（樹木、地被植物、支柱材料、土壌改良剤、肥料、目土、幹巻材料、敷わら材料、目ぐし、雑品等）及び労務費のほか、機械の使用に要する機械経費も含む。
- (3) 植替え、播種の時期については、監督職員と協議するものとする。
- (4) 植栽位置については事前に位置出しを行い、監督職員と協議すること。
- (5) 樹木等の植物材料については特に適切な品質管理を行い、現場搬入後直ちに植栽を行なうこと。
- (6) 植穴の掘削に当たって、湧水・滞水・障害物等、樹木の生育を阻害する土壌状態が発見された場合は、監督職員と協議し適切な処置を行うこと。
- (7) 特に象徴的となるような高木の向きについては監督職員と協議を行なうこと。
- (8) 園内に水がたまらないよう、排水勾配の計画を十分に行うこと。
- (9) 重機を使用して整地を行なう場合、植栽地となる場所は締固め過ぎないように注意すること。
- (10) カラー舗装等の着色された施設への墨入れは監督職員と協議したうえで実施すること。
- (11) 遊具は、国土交通省都市局『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』に準拠し、設計・施工すること。
- (12) 駐車場は、国土交通省道路局『駐車場設計・施工指針』に従い設計・施工に準拠し、設計・施工すること。

7 適用法令

本事業の実施にあたり、以下の法令、条例に適合すること。なお、下記に記載がなくとも、本事業を行なうにあたり適用、関連する各種法令、条例等がある場合も適合または準用すること。

- (1) 建築基準法
- (2) 消防法
- (3) 都市計画法

- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (5) 食品衛生法
- (6) 建設業法
- (7) 労働基準法
- (8) 労働安全衛生法
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (10) 長野県建築基準条例
- (11) 長野県福祉のまちづくり条例
- (12) 長野市建築基準法施工規則
- (13) 長野市火災予防条例
- (14) 長野市自然環境保全条例
- (15) その他関係法令等

8 適用基準

本事業の実施にあたり、以下の基準、仕様書等に適合すること。また、基準、仕様書等については、業務契約時点の最新版を適用するものとする。なお、下記に記載がなくとも、本事業を行なうにあたり適用が必要と判断する基準、仕様書がある場合も適合すること。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (4) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (5) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (6) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (7) 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (8) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (9) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (10) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (11) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (13) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (15) 工事写真の撮り方（建築編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (16) 工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (17) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (18) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- (19) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (20) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (21) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (22) 長野市公共建築設計業務等委託基準
- (23) 長野市公共建築設計業務委託共通仕様書
- (24) 長野市公共建築工事監理業務委託共通仕様書
- (25) 長野市公共建築工事標準書式
- (26) 長野市建設工事共通仕様書
- (27) 長野市測量調査等共通仕様書
- (28) 長野市土木工事施工管理基準

※ 上記(22)～(28)の仕様書等については、長野市のホームページよりダウンロードしてください。